

# 令和5年度

## 足立区国民健康保険運営協議会（臨時会） 会議次第

開催日時：令和5年10月24日（火）午前10時

開催場所：ギャラクシティ地下2階

第3レクリエーションホール

1 開会（国民健康保険課長）

2 挨拶（区民部長）

3 委員の紹介

4 会長選任

5 会議録署名委員の指名・会長職務代理の指名

6 区長諮問事項（区民部長）

7 審議事項

足立区国民健康保険条例の一部改正について

8 報告事項

（1）令和5年度国民健康保険料の賦課状況について

（2）「足立区データヘルス計画」及び「足立区特定健康診査等実施計画」

の改定について

9 その他

10 閉会

次回開催予定 令和6年2月22日（木）

# 令和5年度 足立区国民健康保険運営協議会（臨時会） 資料

開催日時：令和5年10月24日（火）午前10時

開催場所：ギャラクシティ地下2階

第3レクリエーションホール

## I 審議事項

### 足立区国民健康保険条例の一部改正について

- 1 産前産後期間の国民健康保険料減額制度の創設について・・・・・・・・・・ 1
- 2 地方税法の引用条項の変更に伴う関連条項の改正について・・・・・・・・ 4
- 3 足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表・・・・・・・・ 5

## II 報告事項

- 1 令和5年度国民健康保険料の賦課状況について・・・・・・・・・・・・・・ 2 2
- 2 「足立区データヘルス計画」及び「足立区特定健康診査等実施計画」  
の改定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5

## III 足立区国民健康保険運営協議会委員名簿

- 委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 0

# I 審議事項

## 足立区国民健康保険条例の一部改正について

### 1 産前産後期間の国民健康保険料減額制度の創設について

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、令和6年1月から出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険料軽減措置が講じられることを踏まえ、足立区国民健康保険条例の一部を改正する。

#### 1 制度創設の趣旨

出産する被保険者は産前産後期間に働くことができなくなり、世帯所得が減少する。

低所得者世帯に対しては、均等割保険料の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられているが、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国・地方の取り組みとして、国民健康保険制度において、被用者保険と同様に、出産前6週間及び出産後8週間は、出産する（した）被保険者が、稼働活動に従事できない期間と考え、当該被保険者の産前産後期間相当分（4カ月間）の均等割保険料及び所得割保険料を減額する。

#### 2 制度の概要

	内容	備考
対象	出産する（した）被保険者	区内対象者は年間 <u>500人</u> を想定 (令和4年度の区内出産一時金支給対象者数 456人)
減額保険料	産前産後期間相当分（ <u>4カ月分</u> ）の均等割保険料と所得割保険料を公費により減額【図1】	多胎妊娠・出産の場合は、 <u>6カ月分</u> の均等割保険料と所得割保険料を公費により減額
公費負担割合	国1/2、都1/4、区1/4	国・都負担見込み額 1,125万円 <u>区負担見込み額 375万円</u>
施行日	<u>令和6年1月1日</u>	<u>令和5年11月出産</u> から対象

※1 4カ月分とは：出産月の1カ月前からの4カ月間のこと。

※2 6カ月分とは：出産月の3カ月前からの6カ月間のこと。

※3 出産には、死産・流産（人工中絶を含む）・早産の場合を含む。

図1 【保険料減額のイメージ】

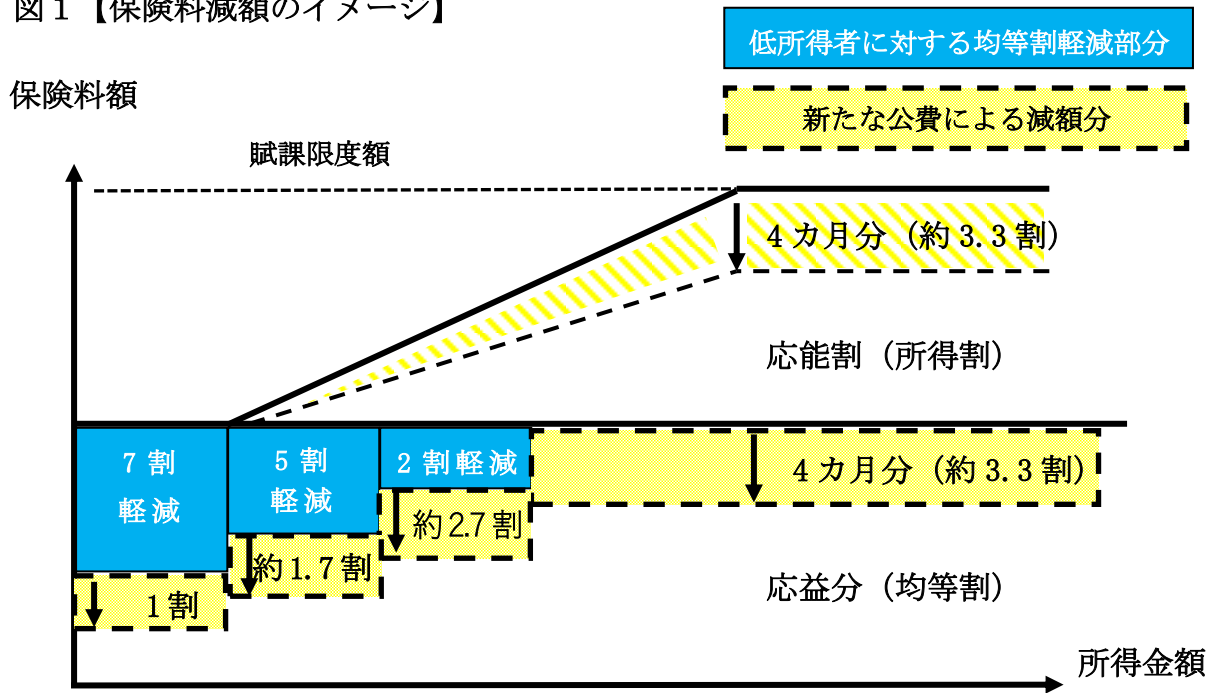


図1の補足

世帯	応益分 (均等割)	応能分 (所得割)
7割軽減世帯	軽減後の年間保険料から、さらに1割分を減額	— (当初から賦課されないため)
5割軽減世帯	軽減後の年間保険料から、さらに約1.7割分を減額	年間保険料から、 約3.3割分を減額
2割軽減世帯	軽減後の年間保険料から、さらに約2.7割分を減額	
軽減なし世帯	年間保険料から、約3.3割分を減額	

(減額対象は、世帯のうち出産する被保険者分のみ)

### 3 出産月別の保険料減額対象月

(1) 令和5年11月に出産した場合

10月	11月 <b>出産</b>	12月	1月
対象外	対象外	対象外	対象

(2) 令和5年12月に出産した場合

11月	12月 <b>出産</b>	1月	2月
対象外	対象外	対象	対象

(3) 令和6年1月に出産した場合

12月	1月[出産]	2月	3月
対象外	対象	対象	対象

(4) 令和6年2月以降に出産した場合

1月	2月[出産]	3月	4月
対象	対象	対象	対象

※4 令和6年1月以降が減額の対象

※5 年間保険料の1/12を1カ月分相当額として算定

※6 多胎妊娠・出産の場合は、出産月の3カ月前から6カ月間が減額対象

#### 4 今後のスケジュール

時期	内容
令和5年12月	令和5年第4回区議会定例会に足立区国民健康保険条例一部改正の議案提出
令和6年1月1日	施行
令和6年1月4日	申請受付開始

#### 5 制度周知時期と方法

(1) 令和5年11月

ア 「国保だより」(後半納付書発送に同封)

(2) 令和6年1月

ア 「あだち広報」(1月1日号)

イ 区ホームページ

ウ X(旧 Twitter)

エ チラシ(国民健康保険課、保健所、区民事務所にて配布)

## 2 地方税法の引用条項の変更に伴う関連条項の改正について

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が公布され、令和6年1月1日から施行されることに伴い、国民健康保険料の所得割の算定にあたり引用する地方税法の条項（附則第35条の2の6）に変更が生じることから、足立区国民健康保険条例の関係規定を改め、同法の改正に対応する。

### 1 対象条項

- (1) 足立区国民健康保険条例第15条第1項  
(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)
- (2) 足立区国民健康保険条例第19条の2第1項第1号  
(低所得者の保険料の減額)

### 2 改正内容

対象条項の文中で引用する地方税法附則第35条の2の6の各号を次のとおり改める。

改正前	改正後
同法附則第35条の2の6第 <u>11</u> 項 又は第 <u>15</u> 項	同法附則第35条の2の6第 <u>8</u> 項 又は第 <u>11</u> 項
同法附則第35条の2の6第 <u>15</u> 項	同法附則第35条の2の6第 <u>11</u> 項

### 3 施行日

令和6年1月1日

### 3 足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表（令和5年10月19日時点）

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">○足立区国民健康保険条例 昭和34年11月20日条例第11号</p> <p>足立区国民健康保険条例を公布する。 足立区国民健康保険条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 足立区国民健康保険運営協議会（第2条—第3条）</p> <p>第3章 被保険者（第4条—第4条の3）</p> <p>第4章 保険給付（第5条—第12条）</p> <p>第5章 保健事業（第13条）</p> <p>第6章 保険料（第14条—<b>第24条の4</b>）</p> <p>第7章 雑則（第25条・第26条）</p> <p>第8章 罰則（第27条—第29条）</p> <p>附則</p> <p>第1条から第14条の2まで（省略）</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第19条の2 <b>及び第19条の4</b>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を</p>	<p style="text-align: center;">○足立区国民健康保険条例 昭和34年11月20日条例第11号</p> <p>足立区国民健康保険条例を公布する。 足立区国民健康保険条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 足立区国民健康保険運営協議会（第2条—第3条）</p> <p>第3章 被保険者（第4条—第4条の3）</p> <p>第4章 保険給付（第5条—第12条）</p> <p>第5章 保健事業（第13条）</p> <p>第6章 保険料（第14条—<b>第24条の5</b>）</p> <p>第7章 雑則（第25条・第26条）</p> <p>第8章 罰則（第27条—第29条）</p> <p>附則</p> <p>第1条から第14条の2まで（省略）</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第19条の2、<b>第19条の4及び第19条の5</b>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額</p>

改正前	改正後
<p>基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (省略)</p> <p>エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項<b>及び第72条の3の2第1項</b>の規定による繰入金<b>及び</b>国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額</p>	<p>を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (省略)</p> <p>エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、<b>第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項</b>の規定による繰入金<b>並びに</b>国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額</p>
<p>第14条の4 (省略)</p>	<p>第14条の4 (省略)</p>
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p>
<p>第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（<b>同法附則第35条の2の6第11項又は第15項</b>の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これ</p>	<p>第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（<b>同法附則第35条の2の6第8項又は第11項</b>の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これ</p>



改正前	改正後
<p>これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>らの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>
2 (省略)	2 (省略)

改正前	改正後
<p>第15条の2から第15条の7まで (省略)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2 <u>及び第19条の4</u>において同じ。)は、65万円を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第19条の2 <u>及び第19条の4</u>の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項 <u>及び第72条の3の2第1項</u>の規定による繰入金を除く。)の額</p>	<p>第15条の2から第15条の7まで (省略)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2、<u>第19条の4及び第19条の5</u>において同じ。)は、65万円を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第19条の2、<u>第19条の4及び第19条の5</u>の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、<u>第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金を除く。)の額</p>
<p>第15条の10から第15条の15まで (省略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の</p>	<p>第15条の10から第15条の15まで (省略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の</p>

改正前	改正後
<p>後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2 <u>及び第19条の4</u>において同じ。)は、22万円を超えることができない。</p>	<p>後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2、<u>第19条の4及び第19条の5</u>において同じ。)は、22万円を超えることができない。</p>
<p>(介護納付金賦課総額)</p>	<p>(介護納付金賦課総額)</p>
<p>第16条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額 (<u>第19条の2</u>の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>	<p>第16条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額 (<u>第19条の2及び第19条の5</u>の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>
<p>(1) (省略)</p>	<p>(1) (省略)</p>
<p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>	<p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>
<p>ア (省略)</p>	<p>ア (省略)</p>
<p>イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた<u>法第72条の3第1項</u>の規定による繰入金を除く。)の額</p>	<p>イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた<u>法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金を除く。)の額</p>
<p>(介護納付金賦課額)</p>	<p>(介護納付金賦課額)</p>
<p>第16条の2 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。</p>	<p>第16条の2 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。</p>
<p>第16条の3から第16条の5まで (省略)</p>	<p>第16条の3から第16条の5まで (省略)</p>
<p>(介護納付金賦課限度額)</p>	<p>(介護納付金賦課限度額)</p>
<p>第16条の5 第16条の2の賦課額は、17万円を超えることができない。</p>	<p>第16条の5 第16条の2の賦課額は、17万円を超えることができない。</p>
<p>第17条から第18条の3まで (省略)</p>	<p>第17条から第18条の3まで (省略)</p>

改正前	改正後
<p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は、被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の額、第15条の10若しくは第15条の13の額、<u>          </u>第16条の2の額又は次条各号に定める額<b>若しくは第19条の4各号に定める額</b>の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の額、第15条の10若しくは第15条の13の額、<u>          </u>第16条の2の額又は次条各号に定める額<b>若しくは第19条の4各号に定める額</b>の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定</p>	<p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は、被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の額、第15条の10若しくは第15条の13の額<b>若しくは第16条の2の額又は次条各号に定める額、第19条の4各号に定める額若しくは第19条の5各号に定める額</b>の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の額、第15条の10若しくは第15条の13の額<b>若しくは第16条の2の額又は次条各号に定める額、第19条の4各号に定める額若しくは第19条の5各号に定める額</b>の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定</p>

改正前	改正後
<p>める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑</p>	<p>める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑</p>

改正前	改正後
<p>所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア～ウ （省略）  (2)・(3) （省略）</p>	<p>所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア～ウ （省略）  (2)・(3) （省略）</p>

改正前	改正後
<p>第19条の3～第19条の4まで (省略)</p>	<p>第19条の3から第19条の4まで (省略)</p> <p><u>(出産被保険者の保険料の減額)</u></p> <p><u>第19条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者(法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、第15条の8、第15条の16及び第16条の5に定める額を超える場合には、当該額)とする。</u></p> <p><u>(1) 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(省令第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第24条の5第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下この項において「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額</u></p> <p><u>ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯</u></p> <p><u>(ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合 1,125円</u></p> <p><u>(イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合 2,250円</u></p> <p><u>(ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合 3,375円</u></p>

改正前

改正後

(エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月  
の場合 4,500円

(オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月  
の場合 5,625円

(カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月  
の場合 6,750円

イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月  
の場合 1,875円

(イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月  
の場合 3,750円

(ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月  
の場合 5,625円

(エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月  
の場合 7,500円

(オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月  
の場合 9,375円

(カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月  
の場合 11,250円

ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月  
の場合 3,000円

(イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月  
の場合 6,000円

(ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月  
の場合 9,000円

(エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月  
の場合 12,000円



改正前

改正後

(オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合 15,000円

(カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合 18,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合 3,750円

(イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合 7,500円

(ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合 11,250円

(エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合 15,000円

(オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合 18,750円

(カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合 22,500円

(3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯

(ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合 378円

(イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合 755円

改正前	改正後
	<u>(ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合 1,133円</u>
	<u>(エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合 1,510円</u>
	<u>(オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合 1,888円</u>
	<u>(カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合 2,265円</u>
	<u>イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯</u>
	<u>(ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合 630円</u>
	<u>(イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合 1,259円</u>
	<u>(ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合 1,888円</u>
	<u>(エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合 2,517円</u>
	<u>(オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合 3,146円</u>
	<u>(カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合 3,775円</u>
	<u>ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯</u>
	<u>(ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合 1,007円</u>
	<u>(イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合 2,014円</u>
	<u>(ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合 3,020円</u>

改正前

改正後

(エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4  
月の場合 4,027円

(オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5  
月の場合 5,034円

(カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6  
月の場合 6,040円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1  
月の場合 1,259円

(イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2  
月の場合 2,517円

(ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3  
月の場合 3,775円

(エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4  
月の場合 5,034円

(オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5  
月の場合 6,292円

(カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6  
月の場合 7,550円

(5) 介護納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者（介護納付金賦課被  
保険者である者に限る。以下この号において同じ。）に係る基礎控除後の総  
所得金額等に当該年度分の介護納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて  
得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度  
に属する月数を乗じて得た額

(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に  
応じ、それぞれ出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以  
下この号において同じ。）1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号ウに規定する金額を減額した世帯

改正前	改正後
	(ア) <u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合 405円</u>
	(イ) <u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合 810円</u>
	(ウ) <u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合 1,215円</u>
	(エ) <u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合 1,620円</u>
	(オ) <u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合 2,025円</u>
	(カ) <u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合 2,430円</u>
	<u>イ 第19条の2第2号ウに規定する金額を減額した世帯</u>
	(ア) <u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合 675円</u>
	(イ) <u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合 1,350円</u>
	(ウ) <u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合 2,025円</u>
	(エ) <u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合 2,700円</u>
	(オ) <u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合 3,375円</u>
	(カ) <u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合 4,050円</u>
	<u>ウ 第19条の2第3号ウに規定する金額を減額した世帯</u>
	(ア) <u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合 1,080円</u>

改正前	改正後
	<p>(イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合 2,160円</p> <p>(ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合 3,240円</p> <p>(エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合 4,320円</p> <p>(オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合 5,400円</p> <p>(カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合 6,480円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯</p> <p>(ア) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が1月の場合 1,350円</p> <p>(イ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が2月の場合 2,700円</p> <p>(ウ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が3月の場合 4,050円</p> <p>(エ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が4月の場合 5,400円</p> <p>(オ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が5月の場合 6,750円</p> <p>(カ) 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数が6月の場合 8,100円</p> <p>2 前項に規定する所得割額に係る保険料額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p>
第20条から第24条の4まで (省略)	第20条から第24条の4まで (省略)

改正前	改正後
<p>第25条から第29条まで (省略)</p> <p>付 則 第1条～第10条まで (省略)</p>	<p><u>(出産被保険者に関する届出)</u></p> <p><u>第24条の5 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p><u>(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p><u>(3) 出産の予定日</u></p> <p><u>(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p><u>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p><u>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、区長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p> <p>第25条から第29条まで (省略)</p> <p>付 則 第1条～第10条まで (省略)</p>

改正前	改正後
	<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和6年1月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の第14条の3、第15条の8、第15条の9、第15条の16、第16条、第19条、第19条の5及び第24条の5の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u></p>

## Ⅱ 報告事項

### 1 令和5年度国民健康保険料の賦課状況について

令和5年度国民健康保険料の当初賦課処理（6月）を実施し、保険料決定通知書及び上半期の納付書を6月14日付けで発送した。発送件数は99,146通（内訳：現年分98,232通、過年度分914通）である。

#### 1 当初賦課における賦課額・世帯数の比較（現年分のみ）

	4年度	5年度	増減	前年比
賦課額	16,478,474千円	15,809,113千円	△669,361千円	△4.06%
世帯数	101,940世帯	98,232世帯	△3,708世帯	△3.64%
1世帯当たりの賦課額	161,600円	160,900円	△700円	△0.43%

#### 【令和5年度の傾向】

- （1）令和5年度は世帯数・賦課額ともに減少し、特に世帯数は、10万世帯を割り込んだ。
- （2）世帯数減の主な要因は、①社会保険の適用拡大と②満75歳の年齢到達による後期高齢者医療保険への移行である。
- （3）昭和22年から24年生まれの、いわゆる『団塊の世代』が令和4年度から順次後期高齢者医療保険へ移行しているが、この傾向は令和6年度まで継続する見込みである。
- （4）1世帯当たりの保険料は、概算で令和4年度の161,600円から160,900円に700円減少した。



## 2 軽減等の状況（現年分のみ）

### （1）所得が一定基準以下の世帯に係る均等割額軽減（※1）

※1 世帯主及び国民健康保険加入者全員の総所得金額が一定の基準以下の場合、均等割額を軽減する措置

	4年度	5年度	増減	前年比
7割軽減	27,617世帯 (27.1%)	26,497世帯 (27.0%)	△1,120世帯	△4.06%
5割軽減	10,663世帯 (10.5%)	10,078世帯 (10.3%)	△585世帯	△5.49%
2割軽減	8,149世帯 (8.0%)	7,724世帯 (7.8%)	△425世帯	△5.22%
合計	46,429世帯 (45.6%)	44,299世帯 (45.1%)	△2,130世帯	△4.59%

※2 下段の（ ）内は賦課世帯数に対する割合

#### 【令和5年度の傾向】

ア 賦課世帯数に対する割合は、令和4年度と比較し、0.5P減とほぼ横ばいであるものの世帯数は2,130世帯（4.59P）減少した。

イ 減少の主な要因は、対象世帯の後期高齢者医療保険への移行である。

### （2）未就学児に係る均等割額軽減（※3）

※3 就学前の子どもにかかる均等割額の5割を軽減する措置

総軽減割合	内訳1	内訳2	4年度	5年度	増減	前年比
8.5割	7割	1.5割	598人	610人	12人	2.00%
7.5割	5割	2.5割	504人	416人	△88人	△17.46%
6割	2割	4割	406人	338人	△68人	△16.75%
未就学児に係る均等割額軽減のみ			1,836人	1,736人	△100人	△5.45%
合計			3,344人	3,100人	△244人	△7.30%

内訳1 所得が一定基準以下の世帯に係る均等割額軽減割合

内訳2 未就学児に係る均等割額軽減割合

#### 【令和5年度の傾向】

- ・ 令和4年度から244人（7.30P）減少したが、国保加入世帯のうち、未就学児がいる世帯が減少したことが要因である。

### (3) 保険料が限度額(※4)に達した世帯数

※4 限度額世帯とは、保険料の最高額に達した世帯  
(令和5年度 104万円、令和4年度 102万円)

	4年度	5年度	増減	前年比
限度額世帯	2,267世帯 (2.2%)	1,658世帯 (1.7%)	△609世帯	△26.9%

※5 下段の( )内は賦課世帯数に対する割合

#### 【令和5年度の傾向】

- ・ 令和4年度から609世帯(26.9P)減少した。

### 3 今後の方針

今後も世帯の状況の把握に努め、適切な対応を行っていく。

## 2 「足立区データヘルス計画」及び

### 「足立区特定健康診査等実施計画」の改定について

「足立区データヘルス計画」及び「足立区特定健康診査等実施計画」の計画期間終了に伴い、計画を改定する。については、改定内容やスケジュール等について、以下のとおり報告する。

#### (1) 計画の概要

##### ア データヘルス計画

「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、すべての健康保険組合に対して策定を求められている計画。

レセプト(診療報酬明細書)や健診結果等のデータ分析に基づき、被保険者の健康管理や疾病予防等の取り組みを定め、PDCAサイクルに沿った事業運営を行う。

##### イ 特定健康診査等実施計画

高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づき、すべての保険者が定めるものとされている計画。

被保険者に対して実施する特定健康診査(※)等の具体的な実施方法や、その成果に対する目標等を定める。

#### 高齢者の医療の確保に関する法律第19条第1項

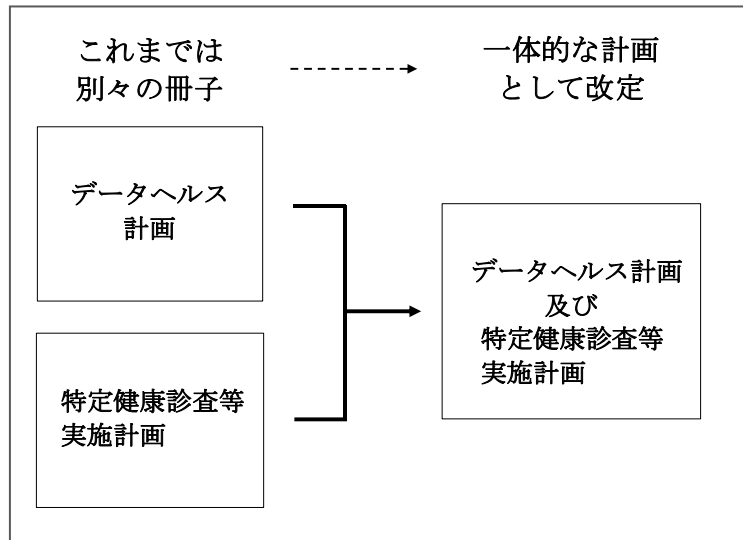
保険者(国民健康保険法の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険(以下「国民健康保険」という。)にあっては、市町村。以下この節並びに第125条の3第1項及び第4項において同じ。)は、特定健康診査等基本指針に即して、六年ごとに、六年を一期として、特定健康診査等の実施に関する計画(以下「特定健康診査等実施計画」という。)を定めるものとする。

※ メタボリックシンドロームや糖尿病、高血圧などの生活習慣病を早期に発見し、予防することを目的とした健康診査。

##### ウ 改定の方法

上記ア・イは、これまで別々の冊子で作成していたが、いずれの計画も、足立区国民健康保険の保険者として、被保険者の健康の保持増進と医療費の適正化を目的として定めることとされているため、一体的な計画として改定する。

また、厚生労働省から示される「作成の手引き」や「作成様式」に基づき改定する。



#### エ 計画の期間

令和6年度から令和11年度の6年間

#### (2) 改定スケジュール（予定）

令和5年 9月 計画素案の作成

11月 パブリックコメント実施

12月 パブリックコメント結果反映

令和6年 3月 計画の決定

#### (3) 今後の方針

ア 足立区国民健康保険被保険者の現状（27ページ）等について、レセプト（診療報酬明細書）や健診結果等のデータをもとに、課題や要因等を分析し、健康寿命の延伸と医療費の適正化に向けた方策を策定する。

イ 同時期に策定する「健康あだち21行動計画」との整合を図りながら改定する。

ウ 東京都や東京都国民健康保険団体連合会と連携を図りながら改定作業を進めていく。

エ 健康課題を区内保健センター等の関係部署と共有し、エビデンスに基づく地域の健康づくり活動を促進する。

## 足立区国民健康保険被保険者の現状

足立区国民健康保険加入者は、令和3年度末で143,196人であり、足立区人口の20.78%となる。  
(出典：あだちの国保 令和3年度実績)

### 1 足立区国民健康保険被保険者の医療費

足立区国民健康保険被保険者の総医療費の多くを占める疾患は、「慢性腎臓病」「糖尿病」「関節疾患」と続いている。

令和3年度 医療費（入院＋外来）割合（％） ※全体の医療費（入院＋外来）を100％として計算

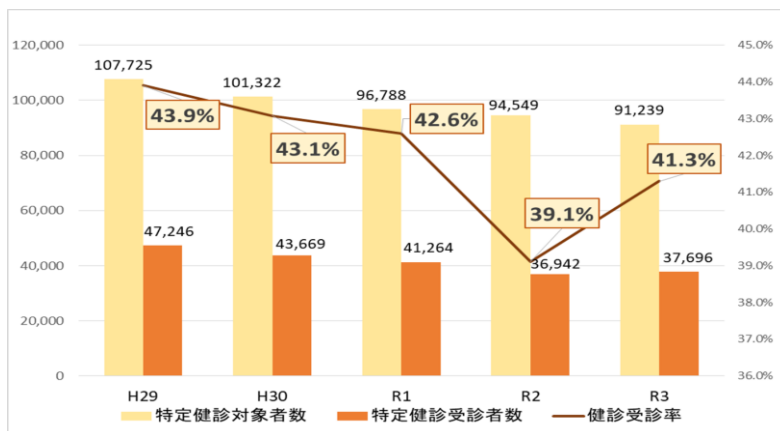
	疾患名	医療費割合（％）	医療費（円）
1	慢性腎臓病（透析あり）	6.0	2,888,458,990
2	糖尿病	5.2	2,511,666,820
3	関節疾患	3.5	1,668,111,580
4	高血圧症	3.1	1,471,261,440
5	統合失調症	2.6	1,256,382,790
総医療費			47,881,314,690

(出典：KDB(国保データベース)システム)

### 2 特定健康診査受診率

特定健康診査とは、足立区国民健康保険加入者の40～74歳が受診する健診である。  
受診率は40％台で推移しており、令和3年度は特別区23区中12位であった。

特定健康診査受診率の推移



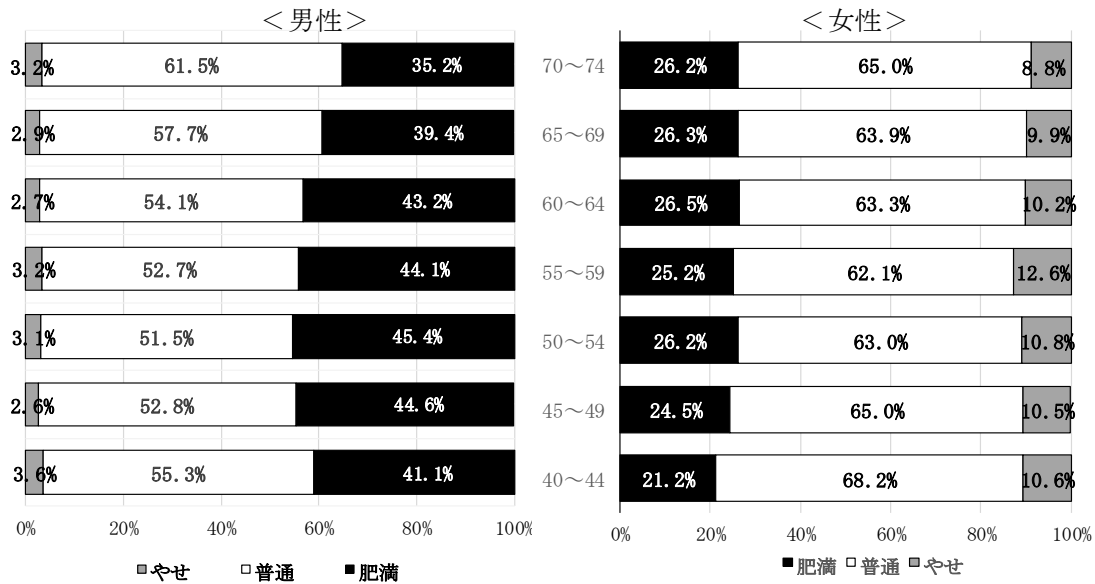
(出典：足立区特定健康診査結果データ)

### 3 BMIの割合

令和3年度特定健康診査の結果をみると、男性は40歳代前半～60歳前半は肥満が約40%以上いる。一方、女性はやせが全年齢で、10%程度いる。

#### 令和3年度 特定健康診査のBMIの割合

※肥満：25以上、普通：18.5～24.9、やせ：18.4以下

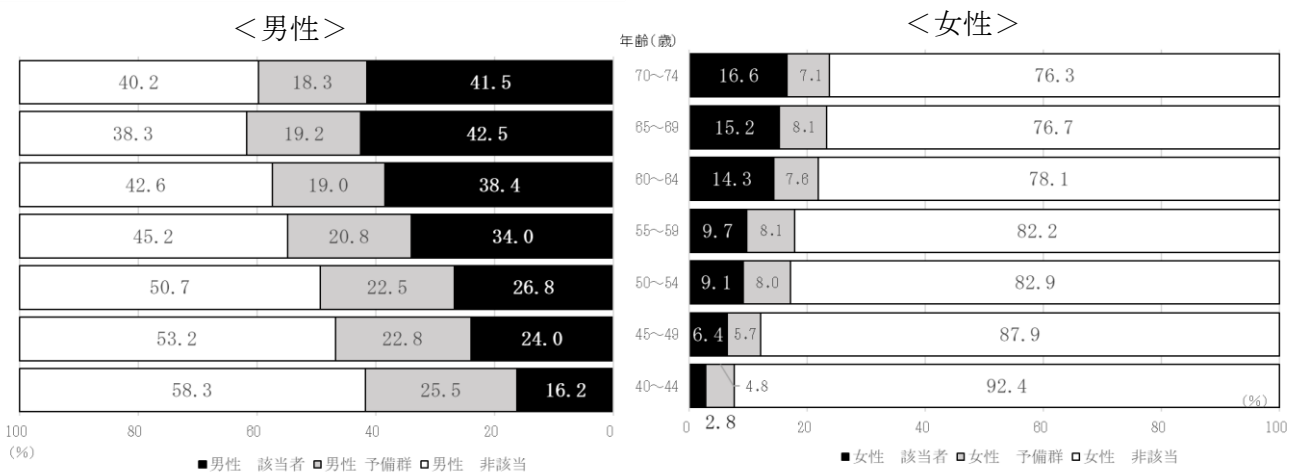


(出典：足立区特定健康診査結果データ)

### 4 メタボリックシンドローム等の割合

メタボリックシンドローム該当者・予備群割合は、男性の40歳前半で約40%おり、60歳代後半まで増加している。

#### 令和3年度 特定健康診査のメタボリックシンドローム該当者・予備群\*割合



(出典：足立区特定健康診査結果データ)

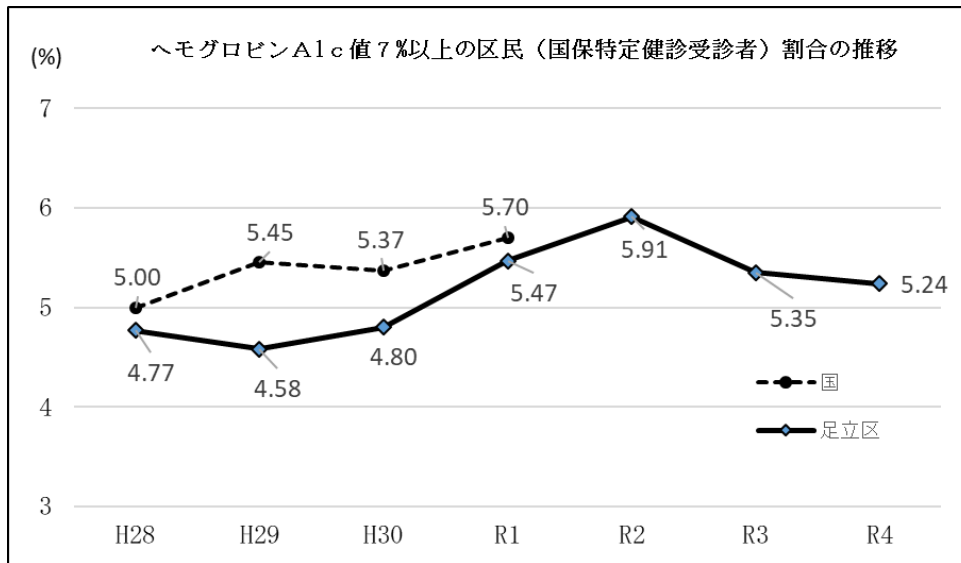
\*メタボリックシンドロームの基準

腹囲が男性85cm以上・女性90cm以上でかつ、血圧・血糖・脂質の3つのうち、2つ以上が基準値以上だと「メタボリックシンドローム該当」、1つだと「メタボリックシンドローム予備群」と判断する。

## 5 ヘモグロビンA1cの推移（特定健康診査の結果より）

特定健康診査の結果、糖尿病の「要医療」と判定されたヘモグロビンA1c 7%以上の方の割合は、令和2年度に増加したが、令和3年度、令和4年度は減少している。

ヘモグロビンA1c値7%以上の割合推移



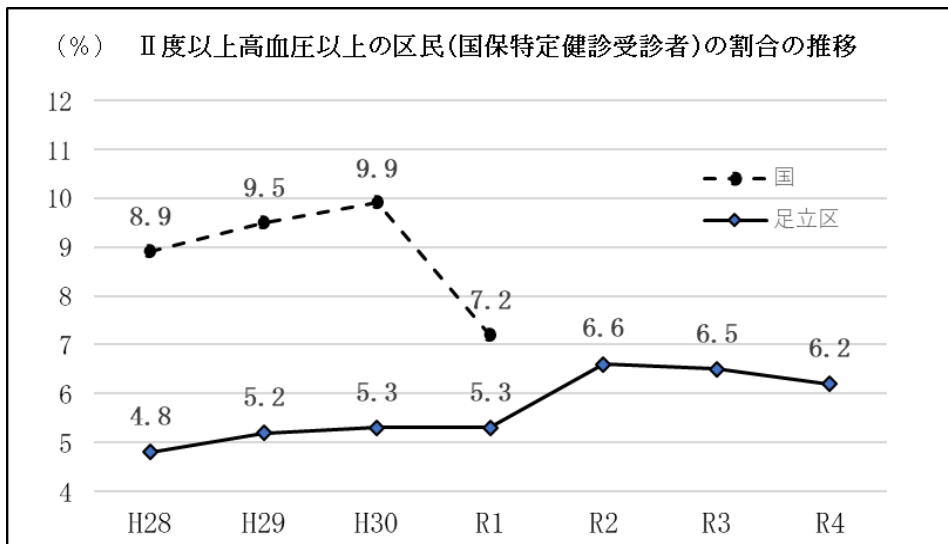
（出典：足立区特定健康診査結果データ、国民健康・栄養調査）

## 6 高血圧の推移（特定健康診査の結果より）

特定健康診査の結果、血圧の「要医療」と判定されたⅡ度以上高血圧の方の割合は、令和2年度に増加したが、令和3年度、令和4年度は減少している。

\* Ⅱ度以上高血圧：収縮期血圧 160mmHg 以上または拡張期血圧 100mmHg

Ⅱ度以上高血圧の割合推移



（出典：足立区特定健康診査結果データ、国民健康・栄養調査）

以上

### Ⅲ 足立区国民健康保険運営協議会委員名簿

令和5年6月5日現在  
 (任期：令和6年3月31日まで)  
 (敬称略・代表区分ごとの50音順)

代表区分	氏名	備考
被 保 険 者	宇佐美 明	被保険者
	小 島 千恵子	被保険者
	齋 藤 祐 子	被保険者
	高 橋 絹 江	被保険者
	中 村 重 男	被保険者
	森 下 秀 重	被保険者
保 険 医 ・ 保 険 薬 剤 師	阿 部 聡	足立区医師会
	泉 谷 明 香	足立区歯科医師会
	長 山 真 美	足立区薬剤師会
	賀 川 幸 英	足立区医師会
	倉 田 聡	足立区歯科医師会
	山 下 俊 樹	足立区医師会
公 益	芦 川 武 雄	足立区議会議員待遇者
	佐々木まさひこ	足立区議会議員
	しぶや 竜一	足立区議会議員
	瀬田 富男	足立区議会議員待遇者
	峯 岸 茂 隆	足立区町会・自治会連合会
	山中 ちえ子	足立区議会議員
保 険 者  被 用 者 保 険 等	猿 田 康 悦	ドッドウェル健康保険組合常務理事
	田 端 直 樹	マルハン健康保険組合常務理事
	信 田 雅 彦	ダイドーリミテッド健康保険組合常務理事